

# 「建設工事」「建設コンサルタント業務等」 入札参加資格審査申請書提出要領（定期受付）

富 山 市

令和7・8年度に、富山市（上下水道局及び病院事業局を含む。）が発注する「建設工事」や「建設コンサルタント業務等」の入札等に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出してください。

なお、「建設工事」及び「建設コンサルタント業務等」の双方の契約に係る入札等に参加を希望される方は、それぞれ申請が必要です。申請できる業種数に制限はありません。

## 記

### 1 申請できる者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請のときに市町村税並びに国税の滞納がない者であること。
- (3) 本市の入札参加資格を取り消された者にあつては、2年を経過した者であること。
- (4) 建設工事の申請をする者にあつては、名簿登載予定日の1年7ヶ月以内の建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をする日の直前の営業年度の終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に総合評定値の記載のある者。また、加入義務がある者については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに加入していること。
- (5) 建設コンサルタント業務等を申請する者にあつては、営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。
  - ア 測量業務を希望する者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。
  - イ 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般を希望する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者であること。
  - ウ 補償関係コンサルタント業務のうち「不動産鑑定」を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けている者であること。

### 2 受付期間等

- (1) 受付期間 令和6年11月1日（金）から令和6年12月25日（水）まで
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）

- (3) 受付場所 〒930-8510 富山市新桜町7番38号  
富山市役所財務部契約課工事契約係（庁舎西館4階）  
TEL 076-443-2025  
（上下水道局や病院事業局では受付業務は行っていませんので、ご注意ください。）
- (4) 受付方法 郵送、持参又は電子申請のいずれかの方法で申請してください。

【郵送申請時の注意点】

- ア 入札参加資格審査に必要な書類を受付期間までに郵送してください。受付期間を過ぎた場合は、受理できませんのでご注意ください。（締切日必着）
- イ なお、申請書類の到着等の問い合わせにはお答えできませんので、受理の確認を必要とされる方は、「配達証明付き書留郵便」等、書類の到着を確認できる送付方法をご利用ください。
- ウ 申請書受付票の返送を希望される場合は、「申請書受付票用」と記載した返信用封筒を同封してください。

【持参による申請の場合の注意点】

- ア 庁舎西館4階の契約課窓口へ直接持参してください。上下水道局及び病院事業局での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- イ 書類に不備がある場合は受理できませんので、期限までに余裕をもって提出してください。
- ウ 受付時に説明を求めることがありますので、なるべく記載内容を説明できる方が持参してください。

【電子申請による申請の場合の注意点】

- ア 申請は富山県電子申請サービス <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp> をご利用ください。
- イ 事前に利用者登録が必要となります。
- ウ 添付ファイルの最大容量は合計20MBとなります。添付できない場合は、電子メール等で送付してください。  
(契約課代表メールアドレス keiyaku-01@city.toyama.lg.jp)

### 3 入札参加資格の審査の結果等

(1) 審査結果

申請受付後は、本市の審査基準に基づき審査します。なお、建設工事の市内業者につきましては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された通知日が令和7年1月末までの総合評定値を用いて等級格付を行います。その結果については、とやま電子入札共同システムの入札情報サービス <https://toyama.efftis.jp/ebid02/PPI/Public/PPUBC00100?kikanno=162019> に掲載する業者名簿にてご確認ください。（申請者に通知書は発行しません）

(2) 有効期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 4 提出書類

別紙「申請書類及び注意事項一覧表」のとおりです。

建設工事（建設コンサルタント業務等）の入札参加資格申請様式から閲覧できます。

<https://www.city.toyama.lg.jp/business/nyusatsu/1013289/1016143.html>

#### 5 申請書等に記載する所在地

申請書等に記載する所在地は、公称町名を記載してください。申請後に住所に変更が生じた場合は、速やかに入札参加資格変更届を提出してください。

#### 6 注意事項

※ 行政書士等が代理申請する場合は、申請者からの委任がわかる書類（写し可）を提出してください。（書面での申請と電子申請のいずれの場合でも必要です）

(1) 申請書は明瞭に記載してください。砂消しゴムや修正液等は使用しないでください。

(2) 市内業者とは、富山市内に建設業の許可等を受けた主たる営業所を有する者を指します。市外業者とは、富山市以外に建設業の許可等を受けた主たる営業所を有する者を指します。（富山市内に支店、営業所があっても市外業者として登録します。）

(3) 申請事項に変更が生じた場合には、別途入札参加資格変更届書を必ず提出してください。また、会社更生手続や民事再生手続等を申請した場合には、その旨を速やかに届け出てください。

(4) 建設工事の申請をする者にあつては、経営事項審査を受けなければなりません。有効期間（審査基準日から1年7ヶ月）が切れる前に手続をし、総合評定値の記載のある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届き次第提出してください（郵送可）。提出されない場合は、建設業法の規定により公共工事の契約の相手方になることができないため、当該通知書が提出されるまで、本市の競争入札等に参加できないので、注意してください。

(5) 定期受付期間中に申請をされないと、令和7・8年度随時受付（令和7年4月1日から受付）まで申請できません。（入札参加資格を得るのは令和7年5月以降となります。）

(6) 令和5年4月から本市の電子入札システムは、富山県と県内11市町村が共同で運営する「とやま電子入札共同システム」へ移行しています。

契約担当課（契約課、上下水道局契約出納課及び病院事業局契約出納課）が行う入札は原則すべて電子入札システムを使用します（ただし、少額の見積り合わせ等は電子入札システムを使用しません。）。

新規業者については、電子入札システムを利用するに当たり必要となるIDとパスワードを電子メールにてお知らせします。

(7) 空調設備や照明器具の更新などの業務委託の入札に参加するためには「清掃及び設備保守点検等業務委託競争入札参加資格」の申請が必要です。

## 7 国税及び市税の納税証明書等の提出

### (1) 国税の納税証明書

市内業者及び市外業者は、納税証明書（様式その3の2、様式その3の3）の写しを提出してください。ただし、納税の猶予制度を利用している場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は納税証明書（様式その1）の写しを提出してください。

### (2) 地方税の納税証明書

ア 市内業者、市外業者で委任先が富山市内にある者又は本市に住所を有する法人  
市税納付状況調査同意書を提出される場合は、市税の納税証明書の提出は不要です。ただし、納税の猶予制度を利用している場合は、「徴収猶予許可通知書」の写しも併せて提出してください。

イ 市外業者で委任先が富山市内にない者

納付している市町村の納税証明書の写しを提出してください。また、納税の猶予制度を利用している場合は、「納税の猶予証明書」等の写しも併せて提出してください。

## 8 納税証明書等の種類及び請求先

納税証明書については令和6年10月1日以降に証明を受けたもの。（滞納がないことの証明でも可）

|    | 税区分 | 種類                                  | 申請書及び請求先  |
|----|-----|-------------------------------------|---|
| 法人 | 国税  | 法人税、消費税及び地方消費税                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明書（様式その3の3）の写し（*1）（電子納税証明書も可。）</li> <li>・納税の猶予制度を活用している場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は納税証明書（様式その1）の写し</li> </ul> <p>※納税証明書はオンラインで請求することもできます。詳しくは下記のURLを参照してください。</p> <p><a href="http://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/online/index.htm">http://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/online/index.htm</a></p> |
|    | 地方税 | 固定資産税、法人市民税、事業所税、個人住民税（特別徴収）、軽自動車税等 | <p>（市内業者又は市外業者で委任先が富山市内にあるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税納付状況調査同意書（市外業者で委任先が富山市内にないもの。）</li> <li>・納税証明書（入札参加資格審査用）の写し（*2）（全業者）</li> <li>・納税の猶予制度を活用している場合は、徴収猶予許可通知書等の証明書の写し</li> </ul>  |

|    |     |                    |   |
|----|-----|--------------------|---|
| 個人 | 国税  | 所得税、消費税及び地方消費税     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明書（様式その3の2）の写し（*1）（電子納税証明書も可。）</li> <li>・納税の猶予制度を活用している場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は納税証明書（様式その1）の写し</li> </ul> <p>※納税証明書はオンラインで請求することもできます。詳しくは下記のURLを参照してください。</p> <p><a href="http://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/online/index.htm">http://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/online/index.htm</a></p> |
|    | 地方税 | 固定資産税、個人住民税、軽自動車税等 | <p>（市内業者又は市外業者で委任先が富山市内にある者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税納付状況調査同意書（市外業者で委任先が富山市内にないもの。）</li> <li>・納税証明書（入札参加資格審査用）の写し（*2）（全業者）</li> <li>・納税の猶予制度を活用している場合は、徴収猶予許可通知書等の証明書の写し</li> </ul>   |

\*1 本店の所在地を所轄する税務署の窓口で請求してください。

\*2 本社又は委任先の所在地が富山市以外の場合は、当該市町村（東京都特別区は都税事務所）の税窓口にお尋ねください。

未納がないことの証明書を発行していない自治体については、直近の年度分（法人市民税等については直近の事業年度分。）の納税証明書を請求してください。（令和6年度については、納期到来分の納付が確認できるもの。）